

糸魚川市立会人型電子契約サービス提供業務仕様書

1 業務名

糸魚川市立会人型電子契約サービス提供業務

2 目的

糸魚川市が行う契約の締結において、クラウド上の電子契約サービス（以下「サービス」という。）を導入・利用することにより、糸魚川市（以下「市」という。）及び契約を行う相手方（以下「契約相手」という。）双方の利便性の向上と業務の効率化を図る。

3 サービスの運用期間

（１） サービス導入支援業務

契約締結日から令和 8 年 12 月 31 日まで

（２） サービス提供業務

令和 8 年 1 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで ※

〔 ※ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約 〕

4 業務内容

（１） サービス導入支援業務

ア 契約締結後、直ちに財政課にサービスの詳細説明を行い、アカウントの作成や操作手順等使用方法が分かるマニュアル等の作成・提供を行うこと。また、改正が必要な例規等について洗い出し、提案等を行うこと。

イ 令和 8 年 1 月からのサービスの提供開始時と同等の環境を事前に整備するとともに、遅くともサービス提供開始 1 か月前までに、サービス利用に必要なデータ（利用開始までの設定、利用者情報、業者情報等）の準備に関する事項を市に説明すること。

ウ サービスの提供開始 1 か月前までに、市職員向けと民間事業者向けに操作説明会を開催すること。なお、web 説明会や e ラーニング、動画の利用も可能とする。

（２） サービス提供業務

ア 市及び契約相手が合意した電子化した契約書（以下「電子契約書」という。）に、サービス提供事業者自身の電子署名及びタイムスタンプを付与することにより市及び契約相手が電子証明書を取得することなく、クラウド上で契約を締結できる環境の提供及び保守対応を実施すること。

イ 電子契約書の保管管理を行い、市が求めるときはサービスを利用して締結した契約書の電子データ（以下「契約書データ」という。）を一括提供すること。

ウ 次の①及び②に掲げる場合には、事前に市に周知をした上で、クラウド上に保存されているすべての契約書データをサービス提供事業者と市との間で合意した方法により返却すること。

① サービス運用期間終了後。ただし、令和 8 年度以降、サービス提供事業者と同一のサービス提供事業者が同様のサービス提供業務を行うことについて、市と契約する場合はこの限りでない。

② サービス提供事業者と市との間の電子契約サービスの提供業務契約が解除された場合。

エ 毎月の利用実績を市に報告すること。

オ サービスに関する法令の改正等が生じた場合、契約関係法令等の調査（市が求める内容の調査報告）を行うこと。

（３） その他

上記（１）及び（２）に定めるもの以外で、新たに市から追加の対策を求めるものについては、適宜、両方で協議し決定すること。

５ 業務の基本要件

（１） サービスにおいて、契約締結業務及び契約書管理業務が完結できること。

（２） サービスにおける電子署名が、電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）第 2 条第 1 項に該当するものであること。

（３） 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）上義務付けられている建設工事請負契約に関する書面の交付を代替するサービスとしてサービスが建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 13 条の 4 第 2 項の技術的基準に適合していること。

（４） 電子署名はタイムスタンプにより契約締結から最低 10 年有効性を検証できること。

（５） 電子契約書に対し、サービス提供事業者自身の電子署名及びタイムスタンプを付与することにより、市及び契約相手が電子証明書を取得することなくクラウド上で契約を締結できるなど、電子契約を行う上で必要とされる機能を提供できること。

（６） 契約相手の操作においては、サービスのアカウント登録することなく契約締結に必要な操作が行えること。

（７） 電子署名については、Adobe 社製の無償でダウンロードできる PDF 閲覧ソフトウ

ェアである「Acrobat Reader」によって電子契約書 PDF ファイルを閲覧することにより検証を行うことができること。

- (8) 電子契約書を保管管理するクラウドにおいて、セキュリティ対策が講じられていること。また、通信経路全般において SSL/TLS 等の暗号化がされていること。
- (9) 地方自治体・官公庁に導入実績のある Web ブラウザで利用できるサービスとし、データセンターを活用したクラウド形態 (SaaS) とすること。
- (10) インターネット環境で利用できるサービスであること。また、総合行政ネットワーク (LGWAN) 環境で利用できるサービスを行うことができること。
- (11) 市がクラウドへ契約書をアップロードする際は、予め登録した承認者を経由しないとアップロードできない又は契約相手への送信できない設定が可能であること。
なお、その他方法で内部統制機能が設定可能な場合はこの限りではない。
- (12) サービスを利用するユーザーの操作ログを記録し、管理者権限を持つユーザーが操作ログを閲覧できること。また、操作ログ・アクセスログは 1 年以上保管すること。
- (13) 作業画面が整理されており、進捗状況が容易に確認できること。
- (14) 契約件名、契約業者名、契約締結日、契約担当所属等の属性により検索が容易にでき、一覧表示も可能なこと。
- (15) この業務の契約期間終了後においても、契約締結から 10 年間（格納されている契約書データの証明書の有効期間）は、契約書データを参照できる環境を保証すること。
- (16) この業務の契約期間中に認証方式や認証局の変更があった場合も、市の費用、作業負担なく継続的なサービスを提供すること。

6 運用に関する要件

- (1) サービスへのログイン時に ID 及びパスワードによる認証を行うことができ、利用者ごとに権限の設定が可能であること。
- (2) 市が権限の設定情報を登録及び修正できること。
- (3) データのバックアップはサービス利用に制限のないよう取得すること。最低 1 日 1 回、7 日間保持されること。
- (4) メンテナンスなど、サービスの停止及び縮退が発生する場合は、予め市財政課に連絡した上で、日中の開庁時間帯は避けること。

7 保守に関する要件

- (1) 障害発生時及び情報漏えい等のインシデント発生時において、サービス提供事業者は、影響が最小限で収まるよう適切なアドバイスやサポートを市に対して実施すること。
- (2) 障害発生時の連絡体制や対応マニュアルを整備し、障害発生時には速やかに市に報告するとともに、障害解消後に発生時からの対応状況をまとめた報告書を市へ提出すること。
- (3) 市の職員及び契約相手の職員等からの操作等に関する問合せ等（クラウド等の使用に必要な技術・知識を習得するための問合せを含む）に対応した以下の方法によるヘルプデスクを利用できること。
 - ・チャットサポート対応
 - ・電話対応 ※電話対応は、平日（土・日曜日、祝日を除く）に可能であること。
- (4) サービスの運用に関して、市の要望や相談に応じ、適宜サポートすること。

8 サービス提供環境に関する要件

使用時に問題なく動作する環境を提供すること。

【参考】想定契約件数（当初契約ベース）

令和7年度（令和8年1月～同年3月）30件

（なお、本格運用を想定し、年間300件程度の契約に対応できること。）

9 セキュリティに関する要件

- (1) サービスを提供する施設等は、国内に所在地を置き、必要なセキュリティ及び災害対策等の措置がとられていること。
- (2) 情報漏えい及び不法侵入等の対策が施されており、常に最新の状態を保持すること。
- (3) 情報セキュリティ管理・運用の基準となる、ISO/IEC27017によるクラウドサービス分野におけるISMS認証取得、ISMAP（政府情報システムのためのセキュリティ評価制度）クラウドサービスリストへの登録、日本セキュリティ監査協会のクラウド情報セキュリティ監査による認定、SOC2報告書（Service Organization Control Report）の取得のいずれかにより、サービス及びサービス提供者の信頼性が確認できること。
- (4) 情報を取り扱うデータセンターは日本国内とし、日本国内の裁判所を合意管轄裁判所と規定する。
- (5) クラウドサービスの利用を通じて市が取り扱う情報について、クラウドサービス

提供事業者はその目的以外に利用してはならない。

(6) 市の情報セキュリティポリシーを順守すること。

10 その他留意事項

- (1) この業務は、この仕様書に記載する範囲とする。ただし、仕様書に記載がない事項であっても、サービスの導入及び利用にあたり、サービス提供事業者が「企画提案書」等により提案した事項及び社会通念に照らし、本業務の履行において必要不可欠と判断される事項については、この業務の範囲に含むものとし、この仕様書で特に負担者又は負担方法を定めている場合を除き、すべてサービス提供事業者の負担で実施するものとする。
- (2) サービスが利用不能となり、回復する見込みがないとき、この契約を解除してサービス事業者に損害を賠償させることができる。
- (3) 上記(1)の範囲を超えた仕様の追加や変更が生じた場合は、費用負担等も含め、市とサービス提供事業者で協議の上、決定するものとする。
- (4) サービス終了時において、サービス提供事業者は、市にその旨を事前に告知し、クラウド上で取り扱ったサービスに係る情報やアカウントの廃棄なども含めたサービス終了計画書や契約書データ移行計画書を市と合意の上、作成するものとする。